

交通安全対策強化プラン 「+7(プラス・セブン)」

令和4年3月策定

<趣旨>

県内の交通情勢を詳細に分析した結果も踏まえ、交通対策協議会で決定した総合的な取組に加え、事故発生の具体的な要因等に対処するための7つの対策を実施し、交通事故と死傷者の更なる減少を図る。

1 交通環境整備+

子どもや高齢者等の道路横断時の事故を抑止するため、道路管理者等と連携して過去の重大事故発生場所を再点検し、横断歩道の高輝度化や速やかな更新等により交通環境を整備

2 交通安全教育+

交通安全教育の対象者ごとに、事故発生の傾向に即した注意事項を重点に指導。高齢者や小学生には身近な道路の横断時の安全確認の徹底、中高生には自転車の安全運転・ヘルメットの着用、未就学児の保護者等には一人歩きや遊戯時の道路への飛び出しなどに特段の注意を促す。

3 相談対応+

高齢運転者が死亡事故を引き起こす危険性が高いことを踏まえ、高齢運転者やその家族等からの相談には、運転技能自動評価システムを活用し、認知機能や運転技能等の測定データを示すなどして、運転適性について丁寧かつ具体的な助言、指導を行う。

4 事業者連携+

安全運転管理者の行うべき業務として、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等が新たに設けられることを契機に、飲酒運転根絶に向けて、各事業者と連携した広報啓発活動を展開し、社会的気運の醸成を図る。

5 ボランティアとの協働+

シートベルト着用による被害軽減効果が高いことや、自転車利用者・歩行者が重大事故に遭う危険性が高いことを踏まえ、全席シートベルト着用の徹底や、自転車利用者・歩行者に係る交通ルールの順守に向けた街頭での積極的な指導を実施

6 交通指導取締り+

事故多発交差点やその周辺における積極的な交通指導取締りや可搬式速度違反取締装置を活用した生活道路での悪質・危険な運転車両に対する交通指導取締りの強化等を通じて、飲酒運転、「あおり運転」、「ながら運転」、信号無視、速度超過、横断歩行者妨害等の交通死亡事故に直結する危険性の高い運転を抑止

7 レッドゾーン+

従来交通事故多発地区・路線を「レッドゾーン」に指定して重点的な対策を講じてきた取組に加え、先述の各種課題に対処する観点からも必要な重点対策地点を「レッドゾーン」に追加した上で、各課題に対応する施策を講じる。

サイバーセキュリティ消費者保護・ 経済安全保障推進ネットワーク強化戦略 「コネクト・ファイブ」

令和4年4月策定

コネクト1：消費者との連携

消費者が被害に遭わないように、関係機関とも連携してタイムリーな情報発信を実施することで消費者を守る。

- ▶ウェブサイトやSNSを活用した「サイバーセキュリティ情報SHIG@」による犯行手口、被害防止対策等の情報発信
- ▶様々な広報媒体を活用した効果的な広報啓発活動の展開

コネクト3：事業者等との連携

事業者との相互連携による情報共有のほか、対処要領等を情報提供し、サイバー攻撃から事業者を守る。

- ▶攻撃の対象となりやすい事業者・研究機関等とのネットワーク「サイバーコネクトSHIG@」の構築と情報共有の促進
- ▶事業者等を対象とした参加体験型「サイバーセキュリティセミナー」の実施

コネクト2：児童・生徒・保護者等との連携

サイバー空間において、被害者にも加害者にもならないための安全教育や広報啓発活動で若年層を守る。

- ▶学校における児童・生徒・保護者・教職員を対象とした参加体験型「サイバーセキュリティ教室」の実施
- ▶児童・生徒・保護者向けの教育・広報啓発用コンテンツの充実

コネクト4：教育研究機関等との連携

各種情報や関連技術等についての連携、共有を行うことで、捜査手法や解析技術等の向上を図る。

- ▶教育研究機関との連携による人材育成と技術協力による捜査手法・解析技術等の高度化
- ▶通信事業者等との連携による脅威情報等に関する情報収集

コネクト5：関係機関等との連携

県関係部局、市町が県警とサイバーセキュリティに関する被害情報や兆しに関する情報等を相互に共有することで被害の拡大防止等を図る。

- ▶関係機関相互のホットラインの構築による連携の更なる強化